

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金

募集要項（第2版）

（アクリル板等のパーテーションやCO2センサーの設置支援）

申請期間：令和3年5月20日（木）から7月30日（金）

■ 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において必要な備品を設置した事業者を対象に、かかる費用の負担軽減に資する支援金を支給します。

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗 (持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く) ・府内で酒類の販売業を行う施設（店舗）のうち、酒税法上の販売業免許もしくは製造場において製造免許を受けており、かつ、当該施設（店舗）において、客の飲用のためのスペースを有しているもの。 (6月1日(火)から対象に追加)
対象備品	<p>令和2年4月7日（第1回目の緊急事態宣言発令日）から申請日までの間に購入・設置された以下の備品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーテーション ・店舗の換気状況を把握するためのCO2センサー (1店舗あたり上限3個)
支 給 額	<p>対象備品の購入・設置に要した金額（税抜き） 但し、1店舗あたり上限10万円 (大阪市内の店舗については、1店舗あたり上限10万円を上乗せ)</p>

■ 支給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。

1	大阪府内に【対象施設（店舗）一覧表】に記載の対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること（※1、※2）。
2	申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること、又は、酒税法上の販売業免許もしくは製造場において製造免許を受け販売業を行っており、かつ、客の飲用のためのスペースを有していること。
3	申請する店舗において、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という）を遵守しているとともに、感染防止宣言ステッカーを登録及び掲示（以下「導入」という）していること。
4	申請する店舗において、営業実態がある（※3）こと。
5	申請する店舗において、アクリル板等のパーテーション（以下「パーテーション」という。）やCO2センサーの購入及び設置が完了していること。

※1 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。大企業も対象となります。ただし、宗教法人は除きます。

※2 本社が大阪府外にある場合も対象となります。

※3 営業実態があるとは、営業している状態にあることを言い、休業している場合も含みます。休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開（開始）できる状態にあることをいいます。

支給要件に該当するかの確認については、【対象施設（店舗）一覧表】（3ページ）及び【対象・対象外フローチャート】（4ページ）をご確認ください。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象なりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
1 飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）	飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可 ・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く
2 喫茶店（カラオケ喫茶含む）	
3 1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
4 キャバレー	
5 ナイトクラブ	
6 ダンスホール	
7 スナック	
8 バー	
9 ダーツバー	
10 パブ	
11 サロン	
12 ホストクラブ	
13 ディスコ	
14 出会い系喫茶	
15 カラオケボックス	
16 ライブハウス	
17 4～16以外のその他遊興施設	
18 酒類を販売する施設（店舗）	酒税法上の販売業免許もしくは製造場において製造免許を受け販売業を行っており、かつ、客の飲用のためのスペースを有しているもの

<支給対象外となる事業者（例）>

本支援金は、設備を設けて客に飲食をさせる店舗を対象とした制度です。そのため、専用の飲食スペースを有していないと想定される以下の店舗については、本支援金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- (ア) 牆菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- (イ) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (ウ) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (エ) キッチンカーやイベント等で飲食営業を行う店舗
- (オ) 大型商業施設内のフードコートの店舗

【対象・対象外フローチャート】

飲食店営業・喫茶店営業に必要な許可、又は、酒類の販売業に必要な免許を得ていますか？
※店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。

↓ はい

大阪府内に飲食店又は酒類の販売を行う店舗等を有していますか？

いいえ

↓ はい

【対象施設（店舗）一覧表】に該当する店舗ですか？
※専用の飲食スペースを有していない店舗は支給の対象外です。

いいえ

↓ はい

感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに
府の発行する感染防止宣言ステッカーの登録・掲示していますか？

いいえ

↓ はい

パーテーション・CO2 センサーの購入・設置が完了していますか？

いいえ

↓ はい

支援金の申請が可能です

**支援金の対象外です
(申請できません)**

パソコン・スマホからオンライン申請ができますか？

↓ はい

①大阪府行政オンラインシステムから利用者
登録をして下さい。

⇒過去の各種協力金（支援金）に申請され
たことがある事業者は手続き不要です。

②申請内容を入力して下さい。

③領収書、レシート等の原本を所定の様式等
に貼り付けし、ご郵送下さい。

⇒レターパックライトにてご郵送下さい。

↓ いいえ

①申請書類を入手して下さい。
⇒配架場所は府HPでご確認下さい。

②申請書等に必要事項を記入して下さい。

③申請書類一式を郵送して下さい。
⇒レターパックライトにてご郵送下さい。

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、支援金を支給します。

■ 支給内容

1 支給対象

令和2年4月7日（第1回目の緊急事態宣言発令日）から申請日までの間に購入・設置された以下備品及び費用。

- ① 隣席または向かい合うとの飛沫感染防止のためのパーテーション
例：アクリル板、ポリカーボネート板、発泡パネル、フロアカーテン等
- ② 店舗の換気状況を把握するためのCO2センサー（1店舗あたり上限3個）
- ③ 対象備品の購入及び設置に要した費用
例：送料、設置費等

※同一の領収書に記載があるなど、対象備品の購入及び設置に要した費用であることが明確な場合に限ります。

<以下に該当するものは対象外>

- ・同一の備品に対し、既に国や地方自治体等から支援を受けたもの
(但し、藤井寺市事業者支援補助金（アクリル板・CO2センサー設置応援型）について除く)
- ・レンタルやリースにより導入したもの
- ・転売を目的とし購入したもの

注意

支援金の支給対象となった備品（パーテーション、CO2センサー）を転売することはできません。転売を行ったことが判明した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支給された支援金を全額返還いただくとともに、違約金及び返還に要する費用を支払っていただきます。

2 支給額

支給対象備品（パーテーション、CO2センサー）の購入・設置にかかる費用（税抜き）。但し、1店舗あたり上限10万円。

※大阪市内については、1店舗あたり上限10万円を上乗せ。

3 申請回数

1店舗につき1回限り

■ 申請手続等

1 申請期間

令和3年5月20日（木曜日）から7月30日（金曜日）まで

※郵送申請の場合は、当日消印有効。（令和3年5月19日以前又は7月31日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。）

2 申請方法

申請は店舗ごとに行ってください。

原則、オンライン申請となります（別途、領収書、レシート等を郵送してください）。郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受け付けておりません。

(1) オンライン申請 (①利用者登録→②申請内容の入力→③領収書、レシート等の郵送)

① 利用者登録

- 既に大阪府営業時間短縮協力金「第1期」、「第2期」、「第3期」を申請済みの方は、利用者登録は不要です。②申請内容の入力から始めてください。
- パソコン又はスマートフォンから大阪府ホームページ内の『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



② 申請内容の入力(事前に必要書類(11ページから12ページ)をご準備ください。)

- ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- 「申請できる手続き一覧」の画面が表示されたら「大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金」を選択し、申請を開始してください。

③ 領収書、レシート等の郵送

- ②申請内容の入力終了後、領収書、レシート等の原本を（様式5）等に貼付け、オンライン申請完了時に自動送信されるメールを印刷のうえ、これらを同封し、レターパックライトにて、以下の宛先に郵送してください。
- 領収書、レシート等以外に、申請に必要な補足資料（領収書の内容について補足説明する申立書等）がある場合は、同封してください。

<提出いただいた申請書類等は一切返却いたしませんのでご注意ください。>

〒540-0031
大阪市中央区北浜東4番33号
大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局
電話番号：06-7739-4376

【注意】

- 利用者登録は、1事業者あたり1回限りとしてください。
- 1つの事業者で複数の店舗を営んでいる場合、申請は店舗単位となります。
（10ページの「重要！」もご参照ください。）
- 申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。
- 申請が完了した場合、変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- 申請完了後、内容に修正が生じた場合は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター（10ページ）までご連絡ください。
- 申請者が自ら申請の取下げを行った場合は、新たな申請が必要となります。
- 領収書、レシート等の郵送がない場合、申請完了となりません。必ず郵送してください。
（オンラインの場合も様式5等の台紙に貼り付けて、申込番号等を記載の上、提出する必要があります。）
- 令和3年7月30日（金）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。経過しますと入力（申請）ができませんのでご注意ください。

注意

オンライン申請後に、「この申請を取下る」のボタンは押さないようにしてください。申請後に修正はできません。
やむをえず申請後に修正を希望される場合は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター（10ページ）までご連絡ください。

重要！

【一つの事業者で、複数店舗を営んでいる場合】

一つの事業者で複数店舗を営んでいる場合で、本部等でパーテーション、CO2センターをまとめて購入したこと等により、複数店舗の備品購入に係る領収書、レシート等が共通になっている場合は、以下のとおりご対応ください。

- ①店舗ごとに、支給対象となる備品（品目・個数）及び金額がわかるよう、領収書、レシート等の内容を説明する申出書を作成
- ②1店舗目は、領収書、レシート等の原本を（様式5-1）に貼付け
2店舗目以降は、領収書、レシート等の写しを（様式5-2）に貼付け
※ 紛失防止のため、レシート等の原本及び写しの裏面に必ず店舗名（屋号）を記載してから、様式5-1及び様式5-2に貼付けてください。
- ③①の申出書と②の領収書、レシート等の原本等を併せて、店舗ごとにクリアファイルに入れて、レターパックライトで郵送（複数店舗分をまとめて1つのレターパックライトで郵送してください。）
※ 領収書、レシート等の原本を貼付けた店舗にかかる様式5-1に、2店舗目以降の申込番号の領収書（レシート）の原本である旨を記載してください。
※ 領収書、レシート等の写しを貼付けた店舗にかかる様式5-2に、原本については、1店舗目の申込番号に添付している旨を記載してください。

重要！

【領収書、レシート等がない場合】

- 購入先に領収書の再発行が可能か確認してください。
- 領収書の再発行ができない場合、領収書、レシート等がない理由（紛失等）を記した申立書を作成の上（様式は問いません）、①発注の事実が分かるもの（発注書、注文履歴、納品書等）及び②支払いをした事実が分かるもの（カードの利用明細、銀行の振込み記録等）を郵送してください。
- ※ 申立書のみで、①、②がない場合は申請できません。

（2）郵送による申請

申請書類（11ページから12ページ）を全て揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-0031

大阪市中央区北浜東4番33号

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局

電話番号：06-7739-4376

令和3年
7月30日
(金)まで
消印有効

【注意】

- ・ 必ずレターパックライト（*郵便物の追跡ができます）で郵送してください。
- ・ 郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・ 現在（消費税増税後）レターパックライトは370円です。消費税増税前の購入分を利用され、郵便料金不足となった場合は返送することになりますのでご注意ください。

- 申請書類に不足や記載漏れ等の不備、申請書類の一部のみを提出された場合は、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必要な修正や不足書類の追加を行った上、再度、レターパックライトで郵送してください。

■ 申請書類（添付書類を含む）

別表（11 ページから 12 ページ）に定める書類を提出してください。

申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合など、必要に応じて、申請内容にかかる説明や、不備又は追加書類の提出を求めて連絡することがあります。

この場合、申請内容にかかる説明をいただけないとき、また指定する期日までに不備・追加書類の提出がないときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

＜提出いただいた申請書類等は一切返却いたしませんのでご注意ください。＞

申請書類の配架場所については、大阪府ホームページをご覧ください。

又は大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター（10 ページ）までお問い合わせください。

■ 支援金の支給

1 支援金の支給の決定・通知

- 審査は店舗ごとに行い、審査の結果、申請内容が適正と認められる時は支援金を支給します。
- 審査の結果、支援金の支給を決定した時は、申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。
- 審査の結果、支援金の不支給を決定した時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に不支給に関する通知を郵送します。

2 支援金の支給

支援金の支給については、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金事務局が代行しており、「府. 備品設置支援金事務局（フ. ビヒンセツチシエンキンジムキヨク）」より、審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。

■ その他（注意事項等）

- 本支援金の支給が決定した事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に資する備品を設置した事業者として、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（行政区名まで）を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。
- 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時、また、支援金の支給対象として申請のあった備品について転売を行ったことが判明したときは、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された支援金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。

※偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出してください。届出をされる方は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター（10 ページ）までご連絡ください。
4. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出してください。届出をされる方は、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター（10 ページ）までご連絡ください。
5. 本支援金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。
6. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することができます。
7. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することができます。
8. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用があるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することができます。
9. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用があるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することができます。
10. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することができます。
11. 個人情報の取扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者に提供することができます。
12. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
13. 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかつたときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
14. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかつたときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなしあ該支給決定を取り消します。

15. 本支援金の審査・支給に関する事務に限り、以下のいずれかの支援金又は協力金の申請情報について、本支援金の申請情報と照合します。また、当該照合に同意いただいた場合、申請時点において既に受給されている方は、申請書類の一部を省略することができます。

- ・「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
- ・「大阪府休業要請外支援金」
- ・令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「大阪府営業時間短縮協力金（第1期）」（受給前の方を含む。）
- ・「大阪府営業時間短縮協力金（第2期）」（受給前の方を含む。）
- ・「第3期 大阪府営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）」（受給前の方を含む。）

16. 本支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようご注意ください。ただし、本支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、給付金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

17. 大阪市の区域内の店舗で、申請額が10万円を超える店舗について、本支援金の受付、審査及び支給に関する情報を大阪市に提供します。

18. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

■ 本支援金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター

[開設時間]

午前9時から午後6時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

[電話番号]

06-7739-4376

※ 府ホームページに「よくあるお問い合わせ（FAQ）」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

別表 申請に必要な書類

■支給申請書（様式1）

■申請施設報告書（様式2）

○店舗名はできるだけ詳しく書いてください。（例：「大阪食堂 大手前店」）

■誓約・同意書（様式3）

○全ての誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

■本人確認書類の写し

○氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。有効期限内のものに限ります。（過去に大阪府営業時間短縮協力金等を受給又は申請している場合は不要です。（P10 参照））

- ・法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。

例：運転免許証（表・裏両方/日本国発行限定）、運転免許経歴証明書、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）、各種健康保険証（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）、特別永住者証明書・在留カード（表・裏両方）、外国人登録証明書（表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定）、写真がある住民基本台帳カード（表面）、マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）

■振込先確認書類

○支給申請書（様式1）記載の金融機関と同じものを提出してください。

（過去に大阪府営業時間短縮協力金等を受給又は申請している場合は不要です。（P10 参照））

- ・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

（通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、ない場合（＊）は振込先口座を確認できるもの）

* 例：当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面（振込先の口座情報が確認できるお客様画面のスクリーンショット等）

- ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。

また、日本国内の口座に限ります。

■食品衛生法における飲食店営業許可又は喫茶店営業許可の許可証の写し

（酒類を販売する店舗の場合、酒税法上の免許通知書又は税務署長が発行する証明書の写し）

○有効期間に申請日を含む飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証等の写しを提出してください。

（第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出不要です。（P10 参照））

※酒類を販売する店舗にあっては、酒税法上の免許通知書又は税務署長が発行する証明書の写しを提出してください。

※飲食店・遊興施設にあっては、飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可証は受け付けできません。

（例：菓子製造業、食肉販売業）

○対象店舗の名称・所在地と営業許可証に表示された営業所名称・所在地が一致している必要があります。

○許可証の営業所所在地が1か所に特定されていない場合は、店舗の営業実態の確認のため、次の書類を提出してください。

- ・飲食スペースが確認できる店舗の内観写真

・店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費等のお知らせ（検針票）、請求書、領収書いづれかの写し又は賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し、発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）のいづれか

○申請者と営業許可証等に表示された名義は一致している必要があります。名義が異なる場合、申請者と名義人連名の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証等に係る申立書」を提出してください。

※審査において、申請店舗の関係者に対し本申請の内容を確認・調査する場合があります。

■写真① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（様式4）※店舗の実態が確認できるもの

- 店舗名がはっきり見え、かつ店舗全体が写っている写真を提出してください。1枚の写真で、左記事項が確認できない場合は、2枚になっても構いません。
(第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出不要です。(P10参照))
- 次のような写真は、店舗の実態が確認できず、無効となりますのでご注意ください。
店舗名（屋号）のみが写っている写真、店舗名（屋号）が確認できない写真、店舗の扉のアップの写真、ビルの集合看板の写真

■写真② 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真（様式4）

- 登録したステッカーを店舗に掲示している写真（ステッカー番号が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かる写真）を提出してください。1枚の写真で、左記事項が確認できない場合は、2枚になっても構いません。
(第1期～第3期の大阪府営業時短協力金を申請している場合は提出不要です。(P10参照))
- 次のような写真は、無効となります。
店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合等）、別の店舗などのステッカーを掲示している写真

■写真③パーテーションが設置されていることが分かる写真（様式4）

- 隣席または向かい合う人との飛沫感染防止ができるよう、パーテーションを設置している内観が分かる写真（※酒類を販売する店舗の場合、カウンター、テーブル等客の飲用のためのスペースを有していることが分かるように撮影してください。）【必須】
- パーテーションにかかる取付け金具等が申請内容に含まれる場合は、当該金具等が分かる写真【該当店舗のみ】
- 次のような写真は、無効となります。
パーテーションが店舗に設置していることが確認できない写真（パーテーションのみの写真）、取付け金具等が確認できない写真

■写真④ CO2センサーが設置及び作動していることが分かる写真（様式4）

- 申請施設報告書（様式2）にて報告した位置に、CO2センサーを設置していることが分かる写真（申請個数分）
- 設置されたCO2センサーが作動していることが分かる写真（申請個数分）
- 次のような写真は、無効となります。
申請施設報告書（様式2）にて報告したCO2センサーの位置及び作動が確認できない写真、申請個数が一致しない写真

■購入費用のわかる領収書、レシート等（原本）（様式5）

- オンライン申請であっても、領収書・レシート等を台紙（様式5）などに貼り付け、レターパックライトで郵送してください。【必須】
- 複数店舗分をまとめて購入するなどにより領収書、レシート等を店舗ごとに分けられない場合は、店舗ごとに、支給対象となる備品及び金額がわかるよう、領収書、レシート等の内容を説明する申出書を提出してください。
※パーテーションやCO2センサー以外の備品も併せて購入した領収書、レシート等の場合、パーテーションやCO2センサーにかかる費用がどの項目にあたるか、マーカーを引くなどわかるようにしてください。
- ※購入日が令和2年4月6日以前または申請日の翌日以後のものは無効です。
- ※インターネット等で購入された備品につきましては、各購入サイトより領収書を発行ください。
- ※審査の過程において、領収書、レシート等の内容について確認させていただく場合があります。原本送付を頂く際には、必ずコピーをお取りいただき、手元に保管しておいてください。
<提出いただいた申請書類等は一切返却いたしませんのでご注意ください。>

注) 申請書類等の追加提出を依頼することがあります。

別表に記載の必要書類のほか、審査において、支給要件を確認する必要がある場合に、事務局から追加で書類の提出を依頼させていただくことがあります。

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金支給申請書

紙申請用

大阪府知事 様

申請日 令和3年 月 日

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金募集要項の内容を了承の上、申請します。

1. 申請者の情報 ★印は申請・受給歴により記入不要です(2の申請情報を参照するため／変更があれば要記入)

事業者の区分 ※□にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 企業	★法人番号								
	<input type="checkbox"/> 個人									
事業者名 (法人名又は屋号)	フリガナ									
代表者名 (個人事業主の氏名)	フリガナ	★代表者 生年月日	年 月 日							
★本店所在地 (個人事業主の住所)	〒 -									
★担当者名	フリガナ	★電話番号								
		★メールアドレス								

2. 申請する対象施設（店舗）の各種協力金（支援金）の申請情報

下記の協力金・支援金の登録情報との照合について同意いただける場合、①、②のいずれかの申込番号・受付番号を記入してください。記載いただいた場合、提出書類の一部を省略いただけます。

①	<input type="checkbox"/> 大阪府営業時間短縮協力金（第1期） <input type="checkbox"/> 大阪府営業時間短縮協力金（第2期） <input type="checkbox"/> 第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）	申込番号（8桁の数字）								
②	<input type="checkbox"/> 令和2年8月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 <input type="checkbox"/> 令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 <input type="checkbox"/> 令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金 *上記3協力金はいずれも「大阪市・府共同」の制度 <input type="checkbox"/> 大阪府休業要請支援金 *1 <input type="checkbox"/> 大阪府休業要請外支援金 *2	申込番号（8桁の数字）								
		*1: WH、WK、PH、PK のいずれかではじまる9桁 の受付番号								
		*2: EC、EP、HC、HP のいずれかではじまる9桁 の受付番号								

※①の申込番号は「大阪府行政オンラインシステム」のマイページで確認又は「大阪府営業時間短縮協力金コールセンター」(06-6210-9525) に、②の協力金の申込番号は「大阪市行政オンラインシステム」のマイページで確認を、②の支援金の受付番号は「大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター」(06-7739-4376) にお問い合わせください。

3. 振込先口座の情報

(1) 本支援金の支給において、上記「2. 各種協力金（支援金）の申請情報」に記入された場合、原則、①②の協力金等で振り込んだ口座に振り込みます。振込先口座の変更を希望される場合は、(2)に新しい口座をご記入ください。

振込先口座 の変更	<input type="checkbox"/> 変更しない <input type="checkbox"/> 変更する									
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 初めて支援金を申請する事業者及び(1)で「変更する」にチェックされた方は、振込先口座の情報をご記入ください。併せて必ず振込先確認書類をご提出ください。

※口座名義は、法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は本人名義の口座に限ります。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		金融機関 コード							
支店名	本店 支店		支店 コード							
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 口当座預金	口座番号 ※右詰めで記入								
口座名義 (カタカナ)										

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金申請施設報告書

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金支給申請書に係る要件については次のとおりです。下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 対象施設（店舗）の情報（□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ		
※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店			
対象店舗所在地	〒 一 大阪府 (店舗の直通電話番号：)		
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 申請日において営業している状態にあり、申請日以後も営業する意思がある。 <input type="checkbox"/> 休業しているが、いつでも営業を再開できる状態にあり、いずれ営業を再開する意思がある。		
業態	以下の【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。		
	<番号>	「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。	
飲食店・喫茶店の営業許可番号（※）		許可日 (免許日)	年 月 日

※酒類を販売する店舗の場合、免許通知書右肩に記載された番号、又は証明書の証明番号を記載してください。

2. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ヶタ）をご記入ください。					
--------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）	
1	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
2	喫茶店（カラオケ喫茶含む）
3	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
4	キャバレー
5	ナイトクラブ
6	ダンスホール
7	スナック
8	バー
9	ダーツバー
10	パブ
11	サロン
12	ホストクラブ
13	ディスコ
14	出会い系喫茶
15	カラオケボックス
16	ライブハウス
17	4～16以外のその他遊興施設
18	酒類を販売する施設（店舗）

3. 備品設置した内容・金額 (この様式に収まらない場合は、別様式でも構いません。)

(1) パーテーション

隣席または向かい合う人との飛沫感染防止ができるパーテーションにあたるもの（アクリル板、ポリカーボネート板、発泡パネル等）、数量、及びその金額を記載してください。

領収書に記載の商品名・数量	金額（税抜き）
	円
	円
	円
	円
	円
	円

(2) CO2センサー

・個数及び金額

本支援金を受けるCO2センサーの個数及び金額（税抜き） (支援個数の上限は1店舗当たり3個まで)	1個目	円
	2個目	円
	3個目	円

・CO2センサー2個または3個分の支援を受ける場合は、申請店舗内における各CO2センサーの設置位置

	申請店舗内における設置位置
1個目	
2個目	
3個目	

(3) 設置等にかかった費用（設置費、送料等）

費用の項目	金額（税抜き）
	円
	円
	円

(4) 本支援金を受ける金額の合計

本支援金を受けるパーテーション、CO2センサーの 購入及び設置にかかった費用の合計金額（税抜き）	【合計】	円
---	------	---

誓約・同意書

私は「大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について、誓約・同意いたします。

記

1. 誓約事項

1	支給要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
2	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>
3	本支援金の支給対象となった備品について、転売を行いません。	<input type="checkbox"/>
4	本支援金にて申請した備品について、国や地方公共団体等の支援は受けていません。	<input type="checkbox"/>
5	【酒類販売を行う施設（店舗）】食品衛生法上の飲食店営業許可が必要となる場合は、速やかに取得します。	<input type="checkbox"/>

2. 同意事項

1	申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（行政区名まで）の公表に応じます。
2	申請内容に支給要件に該当しない事実や不正、転売等が判明した場合は、本支援金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じます。
3	大阪府から店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が申請店舗の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
4	本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することに同意します。
5	本支援金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することに同意します。
6	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、税務情報として使用があるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて同意します。
7	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。
8	申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。
9	個人情報の取扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務の一部を委託する事業者に提供することに同意します。
10	申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正することに同意します。
11	申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、大阪府が当該申請は取り下されたものとみなすことについて同意します。
12	支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、大阪府が指定する期限までに当該不備が解消されなかったときは、申請者は本支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給決定を取り消すことに同意します。
13	大阪市の区域内の店舗で、申請額が10万円を超える場合、本支援金の受付、審査及び支給に関する情報を大阪市に提供することに同意します。

※誓約・同意事項を確認し、上記のチェックボックスに必ずチェックを入れてください。

大阪府知事 様

誓約目 令和3年 月 日

【 申請者自署 】

本店所在地

(個人事業主の住所)

事業者名

(法人名又は屋号)

代表者名

(個人事業主の氏名)

写真台紙

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

【営業時間短縮協力金（第1期）（第2期）（第3期）のいずれかを申請している方は省略可】

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

注意： 店舗名（屋号）がわかる看板等が映った外観写真を添付してください。

※1枚の写真で①店舗名（屋号）と②店舗の外観全体を映すことが困難なときは①と②を分けて
2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は無効となります。

- 店舗名（屋号）が確認できない写真
- 店舗の扉のアップの写真
- ビルの集合看板の写真

② 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

【営業時間短縮協力金（第1期）（第2期）（第3期）のいずれかを申請している方は省略可】

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

注意：登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真を提出してください。

※ 1枚の写真で①ステッカーの番号と②店舗への掲示の状態を映すことが困難なときは①と②を分けて
2枚（「寄り」と「引き」の2枚）添付いただいても結構です。

※ 次のような写真は、無効となります。

- 店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ステッカーの番号が確認できない写真
- 別の店舗などのステッカーを掲示している写真

③ パーテーションが設置されていることが分かる写真

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：

【必須】隣接または向かい合う人との飛沫感染防止ができるよう、パーテーションを設置していることが分かる内観写真を添付してください。（引きの写真）

※酒類を販売する店舗の場合、カウンター、テーブル等客の飲用のためのスペースを有していることが分かるように撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

【該当店舗のみ】パーテーションにかかる取付け金具等が申請内容に含まれる場合は、当該金具等が分かる写真を添付してください。（寄りの写真）

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

※ 次のような写真は、無効となります。

- パーテーションが店舗に設置していることが確認できない写真（パーテーションのみの写真の場合）
- 取付け金具等が確認できない写真

④ CO2 センサーが設置及び作動されていることが分かる写真 2 枚

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

■申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に、CO2 センサーを設置していることが分かる写真を添付してください。（引きの写真）

※酒類を販売する店舗の場合、カウンター、テーブル等客の飲用のためのスペースを有していることが分かるように撮影してください。

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

■設置された CO2 センサーが作動していることが分かる写真を添付してください。（寄りの写真）

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

※ 次のような写真は、無効となります。

- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に設置していることが確認できない写真
- CO2 センサーの作動が確認できない写真
- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した個数と添付写真の総数が一致しない

④ CO2 センサーが設置及び作動されていることが分かる写真 2 枚

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

■申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に、CO2 センサーを設置していることが分かる写真を添付してください。（引きの写真）

※酒類を販売する店舗の場合、カウンター、テーブル等客の飲用のためのスペースを有していることが分かるように撮影してください。

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

■設置された CO2 センサーが作動していることが分かる写真を添付してください。（寄りの写真）

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

※ 次のような写真は、無効となります。

- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に設置していることが確認できない写真
- CO2 センサーの作動が確認できない写真
- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した個数と添付写真の総数が一致しない

④ CO2 センサーが設置及び作動されていることが分かる写真 2 枚

申請店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

■申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に、CO2 センサーを設置していることが分かる写真を添付してください。（引きの写真）

※酒類を販売する店舗の場合、カウンター、テーブル等客の飲用のためのスペースを有していることが分かるように撮影してください。

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

■設置された CO2 センサーが作動していることが分かる写真を添付してください。（寄りの写真）

（注意）CO2 センサーの電源を入れた状態で撮影してください。

枠内に貼り付けてください。

（写真の裏面に店舗名を記入してください。）

※ 次のような写真は、無効となります。

- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した位置に設置していることが確認できない写真
- CO2 センサーの作動が確認できない写真
- 申請施設報告書（様式 2）にて報告した個数と添付写真の総数が一致しない

**※オンライン申請であっても郵送が必要です。
(印刷不可の場合は別の台紙に申込番号・店舗名等を記載して提出してください。)**

様式 5-1

領収書・レシート等台紙 原本用

申込番号								店舗名・ 代表者名	
------	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--

※郵送の場合は、申込番号は不要です（オンライン申請の方は申請終了後に表示される「申込番号」を記入してください。）

領収書枚数 _____ 枚

枠内に貼り付けてください。

※領収書・レシート等の裏面にも店舗名（屋号）を記載してください。

※複数店舗の備品購入に係る領収書、レシートが共通になっている場合
コピーした領収書、レシート等を利用している申込番号は以下のとおり

※オンライン申請であっても郵送が必要です。
(印刷不可の場合は別の台紙に申込番号・店舗名等を記載して提出してください。)

様式 5-2

領収書・レシート等台紙 コピー用

(複数店舗の備品購入に係る領収書、レシートが共通になっているためコピーを添付した場合)

※店舗数が3以上の場合には、こちらを必要枚数コピーしてください。

申込番号								店舗名・ 代表者名	
------	--	--	--	--	--	--	--	--------------	--

※郵送の場合は、申込番号は不要です(オンライン申請の方は申請終了後に表示される「申込番号」を記入してください。)

領収書枚数 _____ 枚

枠内に貼り付けてください。

※領収書・レシート等の裏面にも店舗名(屋号)を記載してください。

※原本を添付している申込番号は以下のとおり

<参考>

購入費用のわかる領収書、レシート等に係る申立書

大阪府知事 様

提出している領収書、レシート等の記載内容のうち、申請店舗ごとにかかる内訳については以下のとおりです。

申請店舗名称		
設置した備品		円
及び金額		円
※CO2 センサー は個数も記載		円
※設置等の費用 も記載		円
※金額は税抜き	合計金額	円

申請店舗名称		
設置した備品		円
及び金額		円
※CO2 センサー は個数も記載		円
※設置等の費用 も記載		円
※金額は税抜き	合計金額	円

申請店舗名称		
設置した備品		円
及び金額		円
※CO2 センサー は個数も記載		円
※設置等の費用 も記載		円
※金額は税抜き	合計金額	円

上記の内容について、証明します。

【申請者 自署欄】

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

本店所在地（個人事業主の住所） _____

事業者名（法人名または屋号） _____

代表者名（個人事業主の氏名） _____

電話番号 _____

<参考>

飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証等に係る申立書

大阪府知事 様

【対象施設（店舗）の情報】

(所在地)

(名称)

上記店舗に係る飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証等（酒類を販売する店舗にあっては、酒税法上の免許通知書又は税務署長が発行する証明書）に記載されている名義（氏名又は名称）について、申請者の名義（氏名又は名称）と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者が対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有しているものとして、大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金の申請を行います。

【理由】

上記の内容について、証明します。

【申請者　自署欄】

記入日	年　月　日
-----	-------

本店所在地（個人事業主の住所） _____

事業者名（法人名または屋号） _____

代表者名（個人事業主の氏名） _____

電話番号 _____

【飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義人　自署欄】

記入日	年　月　日
-----	-------

住所

〔法人の場合は、
本店所在地〕

氏名

〔法人の場合は、法人名
及び代表者氏名〕

電話番号

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金の税務処理について

～正しく確定申告を行ってください～

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようご注意ください。

ただし、支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【感染症防止対策に取組む事業者に対する大阪府内自治体の支援制度】

自治体名称	堺市	藤井寺市
制度名称 (申請期限)	堺市飲食店感染症対策支援補助金 (～7/30)	藤井寺市事業者支援補助金 《アクリル板・CO2センサー設置応援型》 (～6/30)
補助金申請 ホームページ		

※ 5月14日時点の情報です。今後実施自治体や制度の内容が変更となる場合がありますので予めご了承下さい。

宛先ラベル（郵送用）

- キリトリ線に沿って、右下の宛先ラベルを切り取り、用意したレターパックライトの宛先欄に貼付してください。郵送で申請される際、必要に応じてご活用ください。
- オンライン申請の場合、レターパックライトの宛先欄に申込番号8桁を必ずご記入ください。

